

○大府市子育て支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年大府市規則第1号)第2条第1号に規定する大府市子育て支援センター事業(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域における子育てに対する支援に関すること。
- (2) 子育てに係る情報の提供及び相談に関すること。
- (3) 子育てに係る意識及びニーズの把握に関すること。

(子育て支援ネットワーク会議)

第3条 地域の活動団体との相互の連携による事業の円滑な運営を図るため、大府市子育て支援ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

2 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画及び事業の実施に関すること。
- (2) 子育てに係る情報の収集及び相談に関すること。
- (3) 地域における子育てサークルの支援及びボランティアの育成に関すること。
- (4) 保育所その他関係施設との連携に関すること。
- (5) 次世代育成支援対策への提言に関すること。
- (6) その他事業の実施について必要なこと。

3 ネットワーク会議は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)で構成する。

4 ネットワーク会議は、子ども未来課長が招集し、議長となる。

5 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 ネットワーク会議の庶務は、子どもステーションにおいて処理する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ネットワーク会議の構成員
子ども未来課長
保育所長又は児童（老人福祉）センター館長
子どもステーション所長
発達支援センターおひさまセンター長
大府市手をつなぐ育成会の代表
市内の認可外保育所の代表
市内の幼稚園の代表
放課後児童健全育成事業の代表
大府市民生児童委員協議会の代表
大府市更正保護女性会の代表
保護司の代表
子どもステーションに登録する子育てグループの代表
地域子育て支援拠点事業（ひろば型）の事業者
市内の子育て支援を行う特定非営利活動法人の代表
健康増進課職員
学校教育課職員